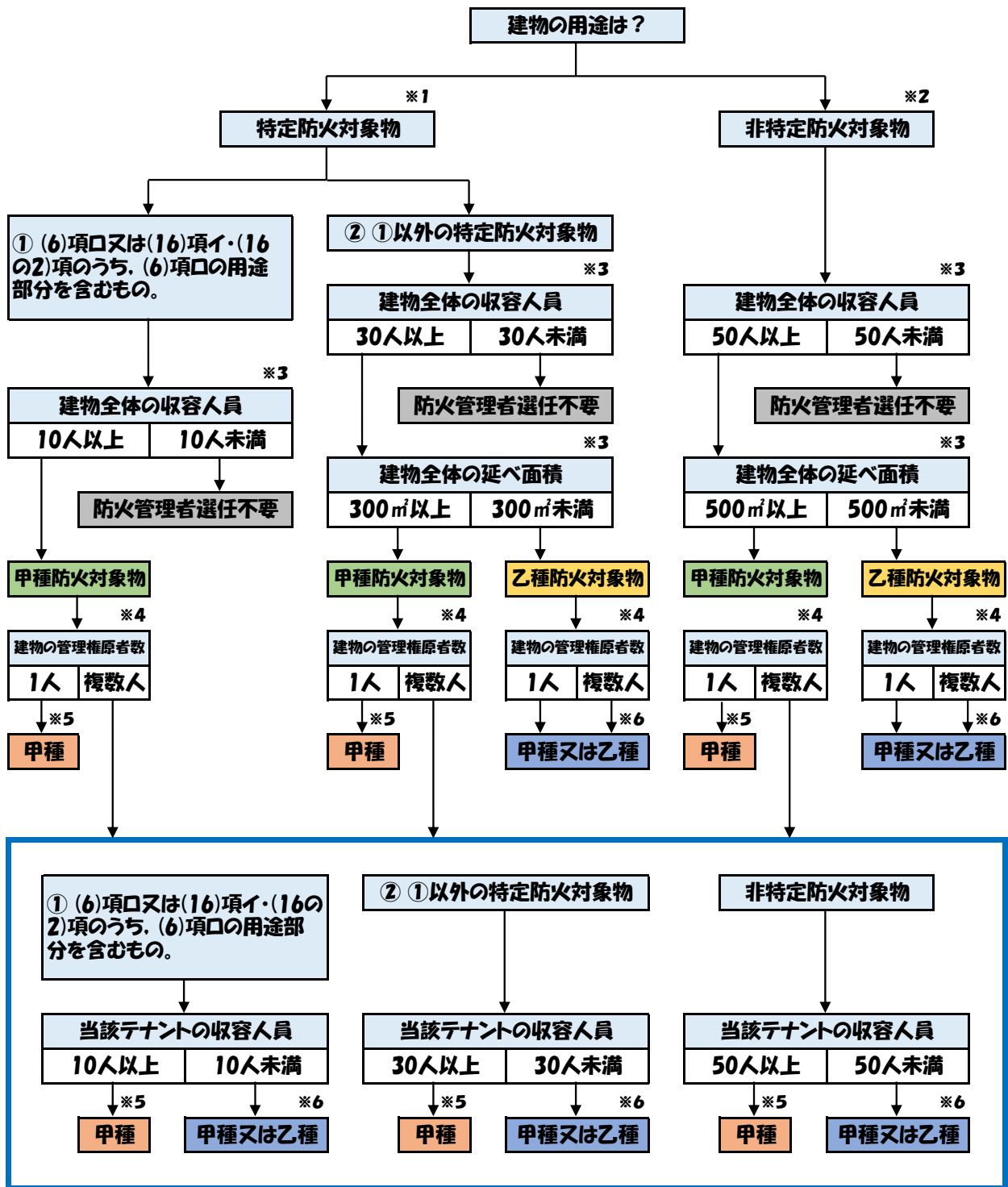


防火管理者の選任に係る防火対象物の種別・必要な防火管理者の資格フローチャート



※1 「特定防火対象物」とは、消防法第17条の2の5第2項第4号に規定する、消防法施行令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ及び(16の3)項に掲げる防火対象物をいいますが、ここでは(16の3)項を除き、(16の2)項を含めたものをいいます。

※2 「非特定防火対象物」とは、特定防火対象物以外の消防法施行令別表第1各項に掲げる防火対象物をいいますが、ここでは(16の3)項及び(18)項から(20)項までを除くものをいいます。

※3 同一敷地内に、管理権原者が同一である建物が複数ある場合、「建物全体の収容人員」及び「建物全体の延べ面積」については、当該建物が一の建物とみなします。
各建物の用途(項)が異なる場合、消防法施行令別表第1の用途(項)は、(16)項となります。

※4 「管理権原者」とは、「防火対象物又はその部分における火気の使用又は取扱いその他法令に定める防火の管理に関する事項について、法律、契約又は慣習上当然行すべき者」をいいます。代表的な例としては、防火対象物の所有者、占有者等が想定されます。

※5 「甲種」とは、甲種防火管理者の資格を有する者の選任が必要なものをいいます。

※6 「甲種又は乙種」とは、甲種防火管理者又は乙種防火管理者の資格を有する者の選任が必要なものをいいます。